

岩国空港 A 2 - B C P

大阪航空局岩国空港事務所

岩国空港 A 2 - B C P 改正記録表

改正番号	改正年月日	適用年月日	起案番号	改正内容
1	2020/3/24	2020/3/24	岩管第 128 号	新規制定
2	2025/1/23	2025/1/23	岩管第 71 号	ガイドライン改訂に伴う改正

目次

1. 被害想定
2. 統括的災害マネジメントに向けた目標設定
3. 「A2-HQ」(「A2-BCP」-Headquarters：総合対策本部)の設置
4. 全ての空港において策定すべき計画
 - (1) B-Plan (Basic Plan：基本計画)
 - 4-1. 滞留者対応計画
 - 4-2. 早期復旧計画
 - (2) S-Plan (Specific-functional Plan：機能別の喪失時対応計画)
 - 4-3. 電力供給機能
 - 4-4. 通信機能
 - 4-5. 上下水道機能
 - 4-6. 燃料供給機能
 - 4-7. 空港アクセス機能
5. 当該空港の利用状況や位置づけを踏まえ必要に応じて策定する計画
 - 5-1. 貨物施設復旧計画
6. 外部機関との連携
7. 情報発信
8. 訓練計画
9. 各施設の担当部署
10. その他

1. 被害想定

(1) 地震

①想定規模

岩国市地域防災計画と同じ想定で、震度7、マグニチュード7.2とする。

【大竹断層（小方－小瀬断層）・・・最大震度7、M7.2】

②被害状況

岩国市地域防災計画の被害想定に準ずるものとし、かつ、空港については以下を想定。

- ・旅客ターミナルビル内の一部が停電。断水し、下水も使用不可。
- ・岩国錦帯橋空港線（県道110号）が1～3日間道路通行不可能となり車両での避難が困難。
- ・旅客ターミナルビル内にて夜間を過ごす滞留者（空港内従業員含む）が最大130人発生。
- ・民航地区の基本施設（エプロン等）が使用不可。
- ・場周柵が一部損壊。

(2) 津波

①想定規模

岩国市地域防災計画と同じ南海トラフ地震で最大震度6弱、最高津波水位TP+3m（ターミナルビルGL+2m）、最高津波水位到達時間223分とする。

②被害状況

岩国市地域防災計画の被害想定に準ずるものとし、かつ、空港については以下を想定。

- ・旅客ターミナルビル内の一部が浸水し停電。断水し、下水も使用不可。
- ・岩国錦帯橋空港線（県道110号）が冠水し、1～3日間道路通行不可能となり車両での避難が困難。
- ・空港内の避難場所にて夜間を過ごす滞留者（空港内従業員含む）が最大130人発生。
- ・民航地区の基本施設（エプロン等）が冠水し、GSE車両等が使用不可。
- ・場周柵が一部損壊。

(3) 高潮

①想定規模

岩国市地域防災計画と同じでTP+2m～5m未満（ターミナルビルGL+1～4m未満）とする。

②被害状況

岩国市地域防災計画の被害想定に準ずるものとし、かつ、空港については、前掲（2）の津波に同じ。

(4) 悪天候等

①想定規模

- ・大雨：1時間に86mm以上、24時間に343mm以上の降雨。（平成30年7月西日本

豪雨と同等規模)

- ・ 台風：瞬間最大風速 55m/s（平成 30 年 9 月台風 21 号と同等規模）

②被害状況

前掲（２）の津波に同じ。

2. 統括的災害マネジメントに向けた目標設定

（１）滞留者の安全・安心の確保

- ・ 災害発生後に空港アクセスが途絶えたとしても、最低限 72 時間空港内に滞在することが可能となるよう、必要な備蓄品（非常食、飲料水、衛生機能品、毛布、Wi-Fi 等）の確保等により環境を整備
- ・ 災害発生後 72 時間は避難生活に必要な電力及び上下水道機能を維持。

（２）背後圏の支援及び航空ネットワークの維持又は早期復旧

- ・ 大規模地震及びそれに伴う津波により被災した場合であっても、警報解除後等復旧作業が開始でき次第、72 時間以内に民間航空機の運航が可能となる状態まで、民航地区内の空港機能を復旧。
- ・ 特別警報級の気象（大雨、台風等）により被災した場合であっても、気象状況の回復後 72 時間以内に民間航空機の運航が可能となる状態まで民航地区内の空港施設を復旧。

3. 「A2-HQ」（総合対策本部）の設置

（１）「A2-HQ」の設置

- ・ 岩国空港において、設置基準に達する災害が発生した場合、若しくは、発生するおそれがある場合は、速やかに岩国空港事務所 2 F 危機管理室に A2-HQ を設置する。なお、A2-HQ の事務局は、岩国空港事務所が担う。
- ・ 設置基準については、以下のとおりとする。
 - ①地震・・・岩国空港で震度「6 弱」以上の地震が発生した場合は自動参集
 - ②悪天候による災害
 - ・ 特別警報の発表が予想される場合
 - ・ 「非常に強い」台風が岩国空港に大きな影響を及ぼす可能性がある進路が予想される場合
 - ③上記①、②に関わらず、災害の発生が予見され、かつ、空港の機能維持・復旧や滞留者対応等について関係者との統括的な調整が必要と岩国空港事務所長が判断した場合。

（２）「A2-HQ」の構成

- ・ 「A2-HQ」の構成は別紙 1 のとおりとし、本部長を岩国空港事務所長とする。
- ・ 現場の意思決定者は本部長とし、本部長不在の場合の代行順位は、①岩国空港事務所管理課長 ②岩国空港事務所前任航空管制運航情報官とする。

（３）「A2-HQ」の役割

・「A2-HQ」は、次の事項を行う。

- ①災害に関する情報の一元的な収集、記録・整理、関係機関等への発信
- ②被害状況に基づく対応方針の決定及び計画実行の判断
- ③決定事項に基づく関係機関への指示・要請
- ④被災・復旧状況に応じた外部機関等への各種要請
- ⑤運航状況の把握（情報収集）

【「A2-BCP」の参集イメージ】

災害
発生直後

- 関係機関において、死傷者の有無、航空機の現状、運航状況等を把握し、事務局に情報を報告。
- 事務局は国土交通省航空局に連絡（第一報は15分以内）
- 関係機関において、運航再開のための機能復旧に要する時間等を整理。
- 設置基準に基づき「A2-HQ」を設置（事務局ら各構成員に招集の連絡）。

↓

本部の招集

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">○対応方針や計画実行の決定<ul style="list-style-type: none">・傷病者を含む滞留者への対応、空港外への避難の要否。・エプロン等の空港施設の復旧、運航再開の見通し。・広報方針の決定。 | <ul style="list-style-type: none">・「A2-HQ」の全構成員（参集可能な関係機関）を招集。・関係機関の対応（役割分担）を確認。・外部機関へ支援要請。 |
|--|---|

↓

- 対応方針と役割分担を確認後、対応方針の決定に必要な機関のみ参集。

4-1. 滞留者対応計画

(1) 被害想定

- ・地震、津波等の災害の発生により空港アクセス道路が通行不能となった影響で、車両での避難が困難となり、航空旅客等の旅客ターミナルビル利用者と空港内従業員を合わせて、空港内で夜間を過ごす滞留者が最大 130 人発生。

※滞留者は徒歩での避難などにより徐々に減少する。

- ・滞留者が空港内で最大 72 時間滞在。

(2) 行動目標

- ・災害発生後、津波発生の有無及び到達時間を確認の上、危険がないと判断される場合は、1 時間以内に避難可能な滞留者を空港外の安全な場所に徒歩にて避難させるとともに、負傷者等への対応にあたり、2 時間以内に空港内の滞留者数及び被害状況を把握。

(3) 役割分担

<表 4-1-1 : 関係機関の役割分担>

	事前の備え	災害発生直後	応急復旧時
岩国空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関からの被害状況の収集・整理 ・国土交通省航空局への被害状況等の連絡 ・「A2-HQ」の設置（構成員の招集） ・医療機関への支援要請 ・必要に応じて自衛隊等への支援要請 	
岩国空港ビル（株）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導訓練（災害ごとの避難場所の設定） ・旅客ターミナルビルの耐震化 ・多言語メガホン、自動翻訳機、ピクトグラム、拡声器の準備 ・備蓄品の準備 ・Wi-Fi環境、コンセントプラグ等の携帯電話の充電環境整備 ・滞留スペースの事前検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・空港内滞留者の避難誘導 ・滞留スペースの確保 ・滞留者数の把握と岩国空港事務所への報告 ・電源、通信、上下水道等の確認・電源の確保 ・関係機関への協力要請（滞留者対応人員の確保等） ・空港外の航空旅客に対する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常食や飲料水の配布 ・毛布等の提供 ・携帯電話等の充電器の提供 ・簡易トイレの提供

ANA	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導訓練 ・備蓄品の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・航空旅客の避難誘導、情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・運航再開に係る発着調整
-----	--	---	--

＜表４－１－２：タイムテーブル＞

経過時間	被災状況	対応者		
		空港事務所	空港ビル	ANA
災害 発災直後		被害状況の収集・整理・報告（第一報） 医療機関への支援要請	被害状況の収集・報告（第一報） 滞留スペースの確保、避難誘導・情報提供	被害状況の収集・報告（第一報） 避難誘導・情報提供
1時間後		被害状況の確認・報告 必要に応じて自衛隊等への支援要請	滞留者数の把握、報告 備蓄品の提供 通信環境の確保	備蓄品の提供
2時間後	滞留者 130人	被害状況の確認・報告（以後逐一）	電源の確保 関係機関への協力要請	
72時間後	運航再開 滞留者の解消		滞留者の誘導 避難場所の閉鎖	運航再開に係る発着調整

（４）地上走行中の航空機の津波避難対策

- ・地上走行中に津波警報が発令された場合、機長の判断により「旅客ターミナルビルへの移動」若しくは「離陸避難」を選択可能。いずれの場合も機長は管制塔及びANA現地STCとの情報共有を行い、津波到達予想時間を把握した上で判断する必要がある。

4－2. 早期復旧計画

（１）被害想定

- ・地震、津波等の災害の発生により、エプロン、誘導路にひび割れや段差等が発生するほか、浸水により航空機の運航が不可。

（２）行動目標

- ・災害発生後、6時間以内に必要な職員が空港内に参集。
- ・災害発生後、72時間以内に民間航空機の運航が可能となる状態まで民航地区内の空港施設を復旧。

（３）役割分担

＜表４－２－１：関係機関の役割分担＞

	事前の備え	災害発生直後	応急復旧時

岩国空港事務所 (中国地方整備局宇部 港湾・空港整備事務 所)	<ul style="list-style-type: none"> 排水施設（ポンプや管渠等）及び貯留施設の整備 空港アクセス機能喪失時や夜間等における資機材や作業員等の輸送手段の検討・災害応急対策業務に係る関係機関（建設会社等）との協定締結 災害応急対策業務に係る関係機関（建設会社等）との協定締結 	<ul style="list-style-type: none"> 基本施設、灯火・電気施設の被害状況の確認 関係機関からの被害状況の収集・整理 国土交通省航空局等への被害状況の報告 「A2-HQ」の設置（構成員の招集） TEC-FORCEの派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> 基本施設、灯火・電気施設の復旧
岩国空港ビル（株）	<ul style="list-style-type: none"> 旅客ターミナルビル及び各主要施設の耐震化 	<ul style="list-style-type: none"> 旅客ターミナルビル及び各主要施設の被害状況の確認と岩国空港事務所への報告 	<ul style="list-style-type: none"> 旅客ターミナル及び主要施設の復旧
ANA サンデン交通（株）		<ul style="list-style-type: none"> 航空機やGSE車両の被害状況の確認と岩国空港事務所への報告 	<ul style="list-style-type: none"> 民間航空機の運航再開に向けた調整
(株)ニシモト・エネルギー・サプライ		<ul style="list-style-type: none"> 給油施設や車両の被害状況の確認と岩国空港事務所への報告 	<ul style="list-style-type: none"> 給油施設の復旧

<表4-2-2：タイムテーブル>

経過時間	被災状況	対応者			
		空港事務所	空港ビル	ANA	ニシモト
災害 発災直後	エプロン、誘導路にひび割れや段差等発生及び浸水により航空機の運航不可	被害状況の確認、 収集・整理・報告 (第一報)	被害状況の確認・ 報告(第一報)	被害状況の確認・ 報告(第一報)	被害状況の確認・ 報告(第一報)
1時間後		被害状況の確認・ 報告(以後逐一) TEC-FORCE 派遣要請	被害状況の報告 (以後逐一)	被害状況の報告 (以後逐一)	被害状況の報告 (以後逐一)
安全確認 後		復旧作業開始	復旧作業開始	復旧作業開始	復旧作業開始
72時間後	空港施設復旧			運航再開に係る発	

	運航再開		着調整	
--	------	--	-----	--

4-3. 電力供給機能

(1) 被害想定

- ・地震、津波等の災害の発生により、空港内施設の電源施設の機能喪失及び送電線等が遮断され、岩国空港への電力供給が寸断。

(2) 行動目標

- ・災害発生後、即座に非常用電源に切り替えるとともに、72時間の電力を確実に確保するため、必要な燃料を確保。

(3) 役割分担

<表4-3-1：関係機関の役割分担>

	事前の備え	災害発生直後	応急復旧時
岩国空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・電源施設等に対する水密性扉等の設置 ・非常用電源設備やその稼働のための十分な燃料の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源設備の稼働 ・電源施設等の被害状況の確認（機能喪失の原因究明） ・中国電力（株）に対する各種要請（早期復旧や他の変電所からの送電等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・電源施設等の復旧
岩国空港ビル（株）	<ul style="list-style-type: none"> ・電源施設等に対する水密性扉等の設置や予備品の購入 ・非常用電源設備やその稼働のための十分な燃料の確保 ・携帯電話等の充電器の手配 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源設備の稼働 ・旅客ターミナルビル内の電源施設等の被害状況の確認（機能喪失の原因究明）と岩国空港事務所への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・電源施設等の復旧 ・各機器の作動確認
ANA サンデン交通（株）	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源供給により運航に係る機能確保が可能な範囲の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・運航再開に向け、継続して機能確保が必要な範囲の確認 	
（株）ニシモト・エネキ―サ プライ		<ul style="list-style-type: none"> ・運航再開に向け、継続して機能確保が必要な範囲の確認 	

<表 4-3-2 : タイムテーブル>

経過時間	被災状況	対応者			
		空港事務所	空港ビル	A N A	ニシモト
災害 発災直後	電源施設の機能喪失及び送電線の遮断により、空港の電力供給が寸断	被害状況の確認、 収集・整理・報告 (第一報) 非常用電源設備の稼働	被害状況の確認・ 報告(第一報) 非常用電源設備の稼働	被害状況の確認・ 報告(第一報)	被害状況の確認・ 報告(第一報)
1時間後		被害状況の確認・ 報告(以後逐一) 中国電力へ復旧要請	被害状況の報告 (以後逐一)	被害状況の報告 (以後逐一)	被害状況の報告 (以後逐一)
安全確認 後		復旧作業開始	復旧作業開始	運航再開に向け、 継続して機能確保 が必要な範囲の確 認	運航再開に向け、 継続して機能確保 が必要な範囲の確 認
72時間後	電力復旧				

4-4. 通信機能

(1) 被害想定

- ・地震、津波等の災害の発生により、固定電話及び携帯電話の通信規制が行われ、音声通信が困難。

(2) 行動目標

- ・24時間以内に通信環境を整備。その間、特にターミナルビル内の滞留者がWI-FIの手段により、早期に通信が可能となる環境を整備。

(3) 役割分担

<表 4-4-1 : 関係機関の役割分担>

	事前の備え	災害発生直後	応急復旧時
岩国空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・「A2-HQ」構成員との連絡体制の構築 ・代替通信手段(衛星電話等)の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・通信環境の情報収集 ・通信事業者への要請(早期復旧、移動基地局の派遣要請等) 	
岩国空港ビル(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーWi-Fi、電話交換機(MDF)の非常用発電機回路への接続 ・各入居者との緊急連絡体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の確認と岩国空港事務所への報告 ・滞留者へ、通信環境の状況、復旧の見通し等の情報提供 	

ANA サンデン交通(株)		・ 滞留者へ、通信環境の状況、復旧の見通し等の情報提供	
------------------	--	-----------------------------	--

<表 4-4-2 : タイムテーブル>

経過時間	被災状況	対応者		
		空港事務所	空港ビル	ANA
災害 発災直後	固定電話及び携帯電話の通信規制により、音声通信が困難	被害状況の確認・収集・整理・報告（第一報） 通信事業者へ復旧要請	被害状況の確認・報告（第一報）	
1 時間後		被害状況の確認・報告（以後逐一）	滞留者へ通信環境の状況、復旧の見通し等の情報提供	滞留者へ通信環境の状況、復旧の見通し等の情報提供
24 時間後	WI-FI の通信環境復旧			
72 時間後	固定電話復旧			

4-5. 上下水道機能

(1) 被害想定

- ・ 地震、津波等の災害の発生により岩国空港までの水道管が損壊し上水が供給停止、同様に下水も機能停止。

(2) 行動目標

- ・ 滞留者用の飲料水と簡易トイレを 72 時間分確保

(3) 役割分担

<表 4-5-1 : 関係機関の役割分担>

	事前の備え	災害発生直後	応急復旧時
岩国空港事務所		・ 上水道事業者への早期復旧等の要請 ・ 自衛隊や水道局に対する給水車の派遣要請	

岩国空港ビル（株）	<ul style="list-style-type: none"> ・タンク容量の確保 ・水道管の耐震化 ・停電時でもポンプ等電力を必要とする施設が機能するための準備 ・飲料水及び簡易トイレの確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道の緊急点検（機能喪失の原因究明）と岩国空港事務所への報告 ・必要に応じて関係者への飲料水の供給 	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道設備の復旧 ・上水の使用制限やトイレの使用可否について滞留者に対する情報提供
-----------	---	---	--

＜表 4－5－2：タイムテーブル＞

経過時間	被災状況	対応者	
		空港事務所	空港ビル
災害 発災直後	上水が供給停止及び下水が機能停止	被害状況の確認・収集・整理・報告（第一報） 水道事業者へ復旧要請	被害状況の確認・報告（第一報）
1 時間後		被害状況の確認・報告（以後逐一） 自衛隊や水道局に対する給水車の派遣要請	水道設備の復旧作業 関係者へ飲料水の供給 滞留者に対する情報提供
72 時間後	上下水道復旧		

4－6．燃料供給機能

（1）被害想定

- ・地震、津波等の災害の発生により、岩国錦帯橋空港線（県道 110 号）が 1～3 日間道路通行不可能で、岩国空港への燃料陸送が停止。

（2）行動目標

- ・災害発生後 72 時間、空港への燃料供給が寸断されたとしても、空港内における残存燃料を有効活用することにより、燃料供給体制を維持。

（3）役割分担

＜表 4－6－1：関係機関の役割分担＞

	事前の備え	災害発生直後	応急復旧時
岩国空港事務所		<ul style="list-style-type: none"> ・（株）ニシモト・エレクトリックから備蓄燃料の残量や被災状況に対する情報の収集・整理 	

(株)ニシモト・エネルギー・サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・タンク容量の確保 ・給油施設の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の確認と岩国空港事務所への報告 ・石油卸売事業者への優先供給の依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・給油施設の応急措置及び機能回復 ・燃料の品質確認
ANA			<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じてタンカリングの実施

<表 4-6-2 : タイムテーブル>

経過時間	被災状況	対応者		
		空港事務所	ニシモト	ANA
災害 発災直後	空港への燃料陸送が停止	被害状況の確認・収集・整理・報告（第一報）	備蓄燃料の残量や被害状況の確認・報告（第一報）	
1 時間後		被害状況の確認・報告（以後逐一）	給油施設の応急措置及び機能回復 燃料の品質確認	必要に応じてタンカリングの実施
72 時間後	燃料陸送復旧			

4-7. 空港アクセス機能

(1) 被害想定

- ・地震、津波等の災害の発生により、岩国錦帯橋空港線（県道 110 号）が 1~3 日間道路通行不可能で、岩国空港へのアクセスが機能停止。

(2) 行動目標

- ・道路の被害、啓開、復旧状況に応じて、バスの増発やタクシーの増車により、滞留者を空港外へ避難させる。
- ・滞留者が 72 時間滞在できるための環境を確保。

(3) 役割分担

<表 4-7-1 : 関係機関の役割分担>

	事前の備え	災害発生直後	応急復旧時
岩国空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・空港アクセス事業者の運行規定の把握と連絡体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の被害、復旧の状況に関する情報の収集・整理 ・道路管理者との調整・情報共有 ・空港アクセス事業者との調整・情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・空港施設（構内道路）の復旧 ・空港アクセス事業者へ滞留者の輸送の要請（岩国駅までの輸送等）

道路管理者 (山口県岩国土木建築事務所)	・道路啓開業者と連絡体制の構築	・アクセス道路の被害状況の確認と岩国空港事務所への報告	・アクセス道路の機能回復
いわくにバス(株)	・アクセス道路の不通時における代替ルートへの整理	・バスの運行状況の確認と岩国空港事務所への報告	・必要に応じて増発や臨時便の調整
岩国空港ビル(株)			・滞留者の滞り場所の確保 ・滞留者に対する代替交通手段の運行情報の提供

＜表 4-7-2 : タイムテーブル＞

経過時間	被災状況	対応者			
		空港事務所	道路管理者	いわくにバス	空港ビル
災害 発災直後	岩国錦帯橋空港線(県道110号)が通行不可能で空港へのアクセスが機能停止	被害状況の確認、収集・整理・報告(第一報)	被害状況の確認・報告(第一報)	運行状況の報告(第一報)	
1時間後		被害状況の確認・報告(以後逐一)	被害状況の報告(以後逐一)		滞留者に対する運行情報の提供
安全確認後		構内道路の復旧作業開始	県道110号の復旧作業開始		
72時間後	アクセス道路復旧	滞留者の輸送の調整		必要に応じて増発や臨時便の調整	

5-1. 貨物施設復旧計画

(1) 被害想定

- ・地震、津波等の災害の発生により、貨物施設の一部が損傷し使用不可。

(2) 行動目標

- ・被害設備等の修繕を手配し72時間以内に貨物施設機能の回復。
- ・基本施設等の安全確認が取れ次第、滞留貨物については、72時間以内に他空港に搬出。
- ・さらに、他空港への輸送が困難な滞留貨物についても、災害発生後の運営開始に支障がないよう適切に処理。

(3) 役割分担

＜表 5－1：関係機関の役割分担＞

	事前の備え	災害発生直後	応急復旧時
岩国空港事務所		・岩国空港ビル（株）（貨物施設の管理者）から貨物施設の被害状況に関する情報の収集・整理	
岩国空港ビル（株）		・被害状況の確認と岩国空港事務所への報告	・被害設備等の修理業者への手配 ・臨時保管場所の調整
ANA サンデン交通（株）	・滞留貨物発生時の取扱いの調整（対荷主、対フォワーダー等）		

6. 外部機関との連携

（1）協定の締結状況

- ・岩国空港における消火救難活動に関する協定書【平成 31 年 3 月 29 日】
【岩国空港事務所－岩国地区消防組合、大竹市消防本部】
- ・岩国空港における医療救護活動に関する協定書及び協定細目【平成 31 年 3 月 29 日】
【岩国空港事務所－山口県医師会、岩国市医師会、玖珂医師会、大竹市医師会】

7. 情報発信

（1）整理すべき情報と担当機関

- ・管理施設の被害及び復旧状況
【岩国空港事務所、岩国空港ビル（株）、ANA、（株）ニシエト・エネルギ－・サプライ】
- ・空港内の滞留者の状況
【岩国空港ビル（株）】
- ・民間航空機の運航計画及び運航状況
【ANA】
- ・旅客ターミナルビルや駐車場の運用状況
【岩国空港ビル（株）】
- ・空港アクセスの運行状況
【いわくにバス（株）】
- ・空港周辺の道路状況
【岩国警察署】

（2）情報の集約と発信

- ①上記（1）で整理された情報については、「A2－HQ」事務局で集約する。
- ②集約した情報を「A2－HQ」の各構成員に提供。なお、その情報は現場の担当レベルまで電話又はメール・口頭により正確に共有。併せて、以下に対しても上記情報を提供する。
 - ・国土交通省航空局災害対策本部（別紙 2 のとおり 以下同じ。）

- ・大阪航空局災害対策本部
 - ・山口県
 - ・岩国市
- ③「A2-HQ」が関係機関と調整の上、報道機関等の外部機関（別紙3のとおり）に提供する資料を作成し、情報を発信する。なお、広報窓口は国土交通省（岩国空港事務所、航空局、大阪航空局）に一元化する。
- 併せて、全ての関係機関（国土交通省、岩国空港ビル（株）、航空会社等）の Web サイトに同じ情報を掲載（関係機関が有する SNS 等のツールも活用）。
- ④滞留者に対しては、岩国空港ビル（株）が情報を定期的に更新して提供する。

8. 訓練計画

（1）訓練の実施

- ・「A2-HQ」主催の情報伝達訓練や対策本部設置訓練等を、毎年1回5月を目途に行う。
- ・訓練の企画・立案は岩国空港事務所が行う。
- ・訓練の実施後、アンケート調査を実施し、参加機関の要望や提案等を募る。
- ・訓練の結果等を踏まえ、必要に応じて、A2-BCPの改訂を行う。

（2）日常点検の実施

- ・岩国空港事務所、岩国空港ビル（株）は、最低年1回、非常用電源の稼働確認を行う。
- ・岩国空港ビル（株）は、最低年1回、非常食、飲料水、非常用トイレ、毛布等、備蓄品の確認を行う。

9. 各施設の担当部署

（1）基本施設・構内道路

大阪航空局空港部土木課（土木職）が維持管理を実施。

- ・ただし、大規模な災害復旧工事に当たっては、地方整備局組織規則第10条8に則り、中国地方整備局宇部港湾・空港整備事務所が実施。

（2）灯火・電気施設

大阪空港事務所航空灯火・電気技術官（電気職）が維持管理を実施。

（3）旅客ターミナルビル、駐車場、給油施設

岩国空港ビル（株）が維持管理を実施。

10. その他

別紙1～3に記載されている機関名、連絡先の修正等軽微なものについては、適用日を記載して関係者へ周知することをもって改正手続きに代えることとする。